

鈴鹿中等教育学校・鈴鹿高等学校と
皇學館大学との連携に関する協定締結式



等学校

皇學館大学
学長
河野
訓

鈴鹿中等
校長
渡辺

鈴鹿中等教育学校・鈴鹿高等学校と皇學館大学との連携に関する協定書

鈴鹿中等教育学校および鈴鹿高等学校（以下「中等・高校」という。）と皇學館大学（以下「大学」という。）は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行うために必要な事項に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 教育に係る交流・連携を通じて、生徒の視野を広げ、生徒の主体的な学習意欲を高め、進路開拓に資するとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ中等・高校教育および大学教育の活性化を図ることを目的とする。

（連携事業）

第2条 教育交流・連携の活動内容に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 大学教員による中等・高校への出張講義
- (2) 指定校推薦入試等
- (3) 大学の各種公開講座への聴講生の受入れ
- (4) 中等・高校と大学双方の教育課程・教育内容・教育方法等に関する意見交換
- (5) その他、中等・高校と大学双方が協議し同意した事項

（費用負担等）

第3条 前条第1項各号に定める連携を具体的に実施するにあたっては、その内容、費用負担等について事前にその都度中等・高校と大学双方が協議して定める。

（秘密保持）

第4条 中等・高校と大学は、本協定に基づき実施される交流・連携事業により入手した情報について相手方の事前の承諾なく、第三者に対して開示・漏えい又は本連携目的以外に使用してはならない。

2 中等・高校と大学は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに中等・高校又は大学のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、必要に応じて双方でその都度協議し、解決する。

本協定締結の証しとして、本書を2通作成し、それぞれが署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和4年3月28日

鈴鹿市庄野町1260番地
学校法人鈴鹿享栄学園
鈴鹿中等教育学校
校長

渡辺 久孝

鈴鹿高等学校
校長

松井 真治

伊勢市神田久志本町1704番地
学校法人皇學館
皇學館大学
学長

河野 訓

